

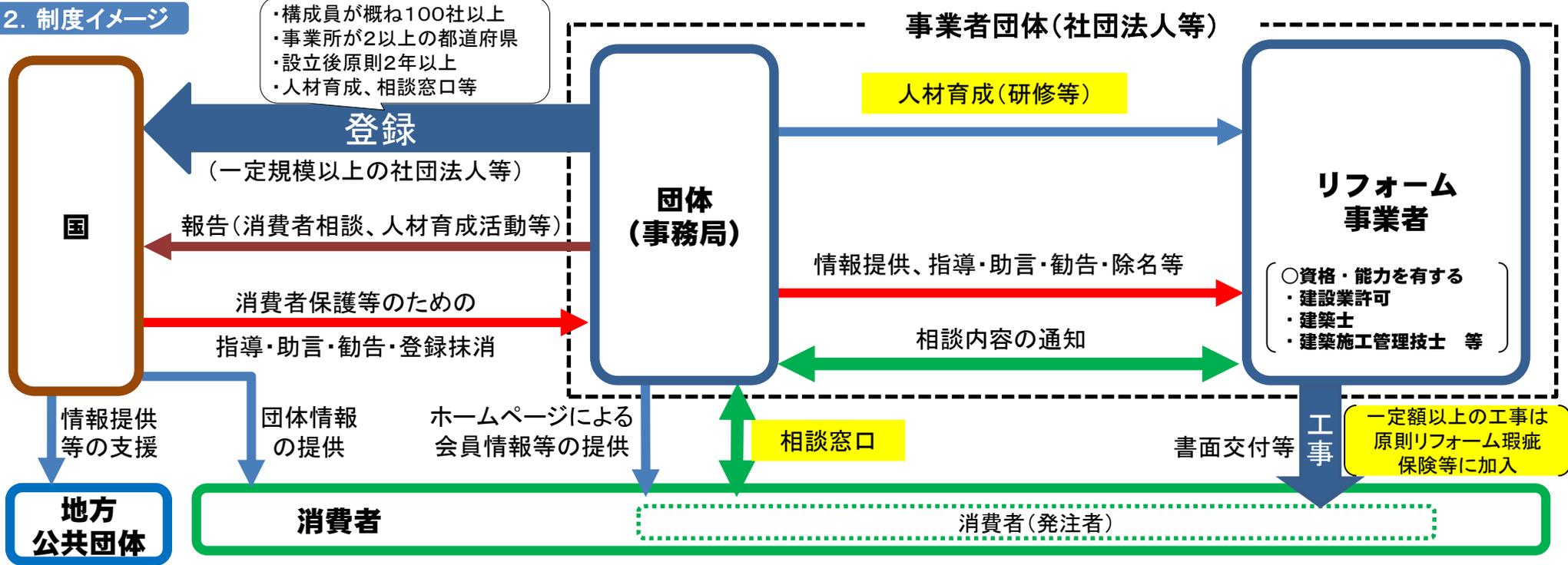
# 住宅リフォーム事業者団体登録制度について(平成26年9月1日公布・施行)

## 1. 目的

住宅リフォーム事業者の業務の適正な運営の確保及び消費者への情報提供を行うなど一定の要件を満たす住宅リフォーム事業者の団体を国が登録することにより、住宅リフォーム事業の健全な発達及び消費者が安心してリフォームを行うことができる環境の整備を図る。



## 2. 制度イメージ



## 3. 登録住宅リフォーム事業者団体

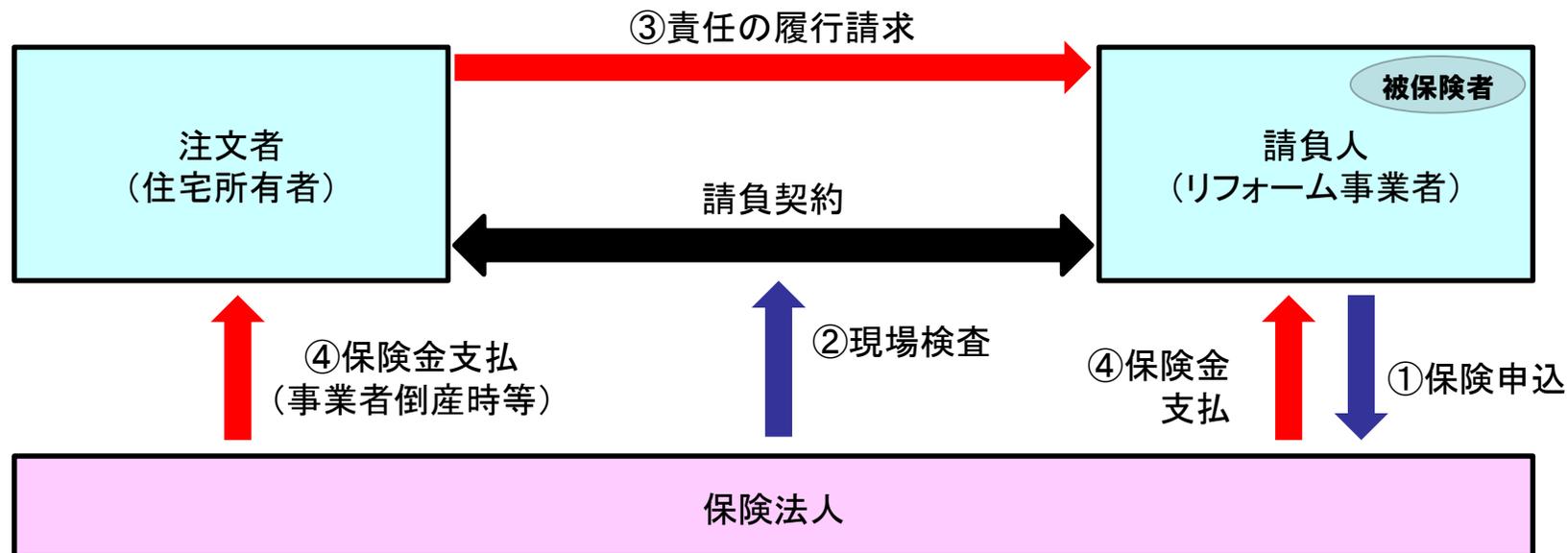
令和3年3月31日現在

番号	名称(略称)	番号	名称(略称)
1	一般社団法人マンション計画修繕施工協会(MKS)	9	一般社団法人住生活リフォーム推進協会(HORP)
2	一般社団法人日本住宅リフォーム産業協会(JERCO)	10	一般社団法人JBN・全国工務店協会(JBN)
3	日本木造住宅耐震補強事業者協同組合(木耐協)	11	一般社団法人住宅リフォーム推進サポート協議会(住推協)
4	一般社団法人リノベーション協議会(リノベ協)	12	一般社団法人住活協リフォーム
5	一般社団法人ベターライフリフォーム協会(BLR)	13	一般社団法人全国古民家再生協会
6	一般社団法人日本塗装工業会(日塗装)	14	一般社団法人木造住宅塗装リフォーム協会(木塗協)
7	一般社団法人リフォームパートナー協議会(RECACO)	15	一般社団法人ステキ信頼リフォーム推進協会
8	一般社団法人全建総連リフォーム協会(全リ協)	16	一般社団法人日装連リフォーム推進協議会(日リ協)

# リフォーム瑕疵保険について

## リフォーム瑕疵保険

- 保険金の支払対象：①修補費用※、②調査費用、③仮住居・転居費用等  
※リフォーム工事を実施したすべての部分に係る瑕疵が発見された場合の修補費用（設備機器・器具そのものの瑕疵は対象外）
- 保険期間：1～10年（保険商品により異なる）
- 保険金額：100～2,000万円（請負金額等により異なる）
- 免責金額：10万円
- 填補率：事業者（リフォーム業者）へは80%、発注者（消費者）へは100%（事業者倒産時等）
- 保険料：個々の保険法人が設定（請負金額400万円のリフォーム工事で3万円程度）



# 住宅紛争処理支援センターによる相談業務について

- 住宅品確法、住宅瑕疵担保履行法に基づき、国土交通大臣から指定を受けた住宅紛争処理支援センターが行う住宅専門の相談窓口。電話相談(住まいるダイヤル)、専門家相談等の相談業務を実施。
- 一級建築士が相談員として電話相談に対応。専門家相談は弁護士・建築士が対応。



**住まいるダイヤル**  
0570-016-100

ナビダイヤルの通話料がかかります。固定電話であれば、全国どこからでも3分8.5円(税別)で通話することができます。PHSや一部のIP電話からはつながりませんので、その場合は03-3556-5147におかけください。

まずはお気軽に  
お電話ください!

電話  
受付

10:00~17:00  
(土、日、祝休日、年末年始を除く)

住まいの困った!  
どうしたらいいの?  
にお答えします。

よくある相談事例など、詳細はこちら。

住まいるダイヤルホームページ

<http://www.chord.or.jp/>



住まいるダイヤルでの相談サービスのご案内



電話  
相談

住まいについてのいろいろなご相談

●安心して利用できる相談窓口です。

住まいるダイヤルは国土交通大臣から指定を受けた住宅専門の相談窓口です。中立・公平な立場から、2000年以來、累計18万件以上の電話相談をお受けしています。

●資格を持った相談員がお答えします。

一級建築士の資格を持ち、住宅に関する広い知識を備えた相談員が、専門的な見地からアドバイスします。

リフォーム無料見積チェック

リフォームの費用がどれくらい分からない...  
見積りをとったけど、見方がよく分からない...

など、リフォームの金額に関するご心配、疑問について、何でもご相談ください。実際の回面・見積書をお送りいただければ、そのチェックも行っています。



専門家  
相談

弁護士・建築士による対面相談です。  
各都道府県にある弁護士会で行います。

【ご利用いただける方】

- ・評価住宅(建設住宅性能評価書が交付された住宅)の取得者または供給者
- ・保険付き住宅(住宅瑕疵担保責任保険が付された住宅)の取得者または供給者
- ・住宅リフォーム工事の発注者または発注予定者

まずは住まいるダイヤルにお電話ください。



紛争  
処理

各都道府県にある弁護士会の専門家(弁護士・建築士)が、中立・公平な立場で関与する紛争解決手続です。

【ご利用いただける方】

- ・評価住宅(建設住宅性能評価書が交付された住宅)の取得者または供給者
- ・保険付き住宅(住宅瑕疵担保責任保険が付された住宅)の取得者または供給者

あっせん

調停

仲裁

※手続は3種類

POINT

- ・プライバシーの保護
- ・迅速な解決
- ・費用は申請料(1万円)のみ